

The Kansai University Bulletin

Osaka, May 15th, 1923.—No. 9.

教學生里子

行發日五十月五

號九第

年二十正大



新緑の里千山

大阪

關西大學報局

電話土佐佐佐番七五〇〇一九四九番

大阪一八七八五番、振替貯金口座

千里山學報 第九號

次

繪——新緑の千里山(表紙)——岡岡總理事
エリオット博士——アダム・スミスの肖像——講演
中の大養木堂氏——千里山學舍に於ける片岡博士
——最近の中井留学生と同氏在住のジエネヴァ市
——校友會東京支部春季總會——外遊富時の新藤紫
朗氏——中村虎次郎氏——舟木氏の家庭——岡山縣人
會の木堂翁歡迎記念撮影

エリオット博士と山岡總理事
ドイツ現在の經濟狀態に就て

神戸駐在ドイツ領事

アダム・スミス 神戸駐在ドイツ領事
ゲー・シュペツカ博士 伊藤乃

學內報

舉行—第十二回「學の實化」講演會—第十三回

「一學の實化」講演會——千里山學會の成立——大學豫

科第一學年委員任命—教員囑託—校醫囑託—野

本獎學資金受給者—本學年度入學生數

内外通信——二三ノリカニネ川大學テヘチ

二十九 水谷義理の通信 中井留學生

の近況 在「ル・リ・エコノミクス」の機関紙よりの消息

校方會幹——力急切會春季懶散會開催——力會第

力回爾會開幕——校友會力圖支撐着季節新會——校

方重青 楊方台所種重 楊方巴始名 楊方達

文選卷之三

柳氏の口體 亲朋共貢此 口柳氏之貢此

校刊の發展

卷之三

卷一百一十五

卷之三

本詩系採麥翁著
雜錄一編輯餘錄



ト博トツオリエ

理的並に實際的研究を續けつつある事である。

エリオット博士の略歴

大學外の事業の經營方法も亦た多くの場合に於て、之を大學經營に移す事が出来る云つても、甚だしい過誤に陥る事はあるまいと思ふ。

山岡總理事は人も知る如く多年實業界に在つて、あらゆる事業の經營に當つて來た。従つて此等事業の經營に關する一切の經驗にして苟くも移して以て大學事業經營の上に應用し得る程のものは、遺憾なく之を應用しつつある事は疑を要しない。而も氏は今や大學特有の經營策につき熱心に其の研究を續けつつある事は右に述べた通りである。私は今氏の研究が着着として成りつつあるのを喜ぶと共に更に其の完成を本學の爲め、將た我國大學發達の爲め特に翹望してやまぬものである。

エリオット博士の略歴 エリオット
ト博士は一八三四年三月廿日米國ボ
ストンに生る。一八五六年ハーヴァ
ード大學を卒へ、後歐洲に留學して
其の専攻學科化學を研究する傍ら教
育學を學んだ。歸米後母校其の他で
教鞭を取つてゐたが、一八六九年三
十六歳でハーヴァード大學總長の重
職に就き、一九〇九年迄實に四十餘
年の永きに亘つて其の職に在つた。

年の永きは亘りて其の職に在った。一九〇九年以後は、同大學名譽總長となり、閉地に老を養ひつつ尙ほ現に學術上、教育上その他の問題に付て、時々卓見を發表してゐる。本年二月の Current History に “An Essay of American Democracy” の題で回博士の論文が出てゐる。

第十回「學の實化」講演摘錄

ドイツの經濟的現狀に就て（承前）

神戸駐在ドイツ領事

ゲー、シユベツカ博士

關西大學講師

辰巳經世譯

此は實に不合理な事である。若しヨーロッパの各國が、石炭の缺乏の爲めに困惑してゐる云ふのなら、成程首肯する事も出来る。併し此等の各國には、實に有り餘る程の供給がある。英國にしても、フランスにしても、又ベルジュームにしても、消費しきれない程の石炭が供給されてゐる。而も一方ドイツでは、前述の通り、石炭缺乏の爲めに各種の產業界は勿論、一般人民の日常生活すら非常な苦境に在るのである。

鐵鑄產額の減少 次にドイツの鐵鑄の產出額は、アルサス・ロレン及びアッパー・シェルジアの喪失に依り著しく減少した。即ち一九一三年の產出額は二千八百萬噸であつたが、一九二一年には、僅かに六百萬噸しか產出されなかつたのである。

ドイツで鐵及び鋼鐵を製造する爲めには、自國の鐵鑄の外にフランス、スウェーデン、若くはスペインから產する特殊の鐵鑄を混合しなければならない。然るに、此等他國からの鐵の輸入は、一九一三年には一千六百萬噸もあつたが、一九二〇年には唯だ六百四十五萬噸しかなかつた爲め、鐵及鋼鐵の生産高は從て減少した。

又ドイツが、啻に鐵鑄山の大部分を失つたば

かりでなく、アッパー・シレジアに於ける鋼鐵製造工場までも失つた云ふ事は、此の間の事情を究める上に於て重要な事實である。

工業の衰退 此等の實情の下に、ドイツの工業は戰後非常に困難な地位に立ち至つたのである。所が、他面に於ては、戰時中凡ゆる各種の物資の充分な供給を受ける事が出來なかつた。其の結果としてドイツの工業が、戰後國內に十分の販路を見出し得る云ふ事は明かであつた。而も此の事は凡ての工業に當て嵌まるのであつた。即ち換言すれば、戰後自國內に、其の工業に對する多大の需要があつたのは勿論である。それにも拘らず、ドイツの工業は、今度は賠償交付に要する物資の生産に追はれ、依然として國內市場の割切な需要に應ずる事が出來ないのである。

國內に於ける物價の高騰 前述した所に依り、其の必然の結果として、ドイツ國內に於ける物價騰貴の實狀は、何人にも容易に諒解される筈である。即ち、若し物資の供給が充分であれば物價は下落し、反対に若し物資の供給が需要を充たすに足らなければ物價は騰貴する。此の後の場合が、特殊の理由を有するマルクの下落とは關係なしに、戰後ドイツの工業は、戰時生産を罷めて、平時生産を始めた時、比較的調順であり得たのである。

戰後ドイツが、一時國內に於ける俄景氣を経験した時、世界中の他の國では、著しい物價の暴落が、一般事業界を不景氣に導いて未曾有の大恐慌を惹起せしめた。即ち全世界には、餘りに多くの原料品や製造物資があつたのである。

各國では、物價は尙ほ戰時中のレヴェルにあつたが、ドイツでは、殆ど凡ての生活必需品は、政府の物價調節に依り、比較的低廉を保つ事が出來た。同様の理由で、生産費も亦比較的安かつたのである。而も其の安價云ふ事は、賠償の爲めの貨幣の支拂及び莫大な物資の交付に依り、又輸入超過に依つて、マルクの價値が著しく減退した際の事にて、一層顯著であつた。

難事の遂行 此等内外の情勢は、戰時產業から平時產業に轉するに至つた時、即ち平和條約締結後、ドイツの產業が不況に打ち克つ事を助けるのに力があつた。而して斯の如き助力は、非常に重要な事であつた。

政治的及び社會的革命が勃發して居り、且つ内外の政治的事情が如何に變化するか何人も豫測し得ないやうな、非常に重大な事態の下に斯の如き事が成し遂げられたのは、極めて困難な事であつた。此の點に就て、諸君はかかるラインに於ける工業の中心地が、占領された地域に在る云ふ事及びルール地方に於ける諸工業が、フランスからの所謂制裁の、絶對的な威嚇の下に曾てあり、又現に尙ほある云ふ事を想起されるであらう。

ドイツは、ダンピングを行つたのであるが、併しド

イツの工業は、戰時生産を罷めて、平時生産を始めた時、比較的調順であり得たのである。然るに、戰後最初の二ヶ年の間に、物價標準が、外國のそれとの間に非常な差異を示したので、外國人——多くは隣國人——はマルクの暴落が、一般事業界を不景氣に導いて未曾有の大恐慌を惹起せしめた。即ち全世界には、餘りに多くの原料品や製造物資があつたのである。

車を持ち込んで、無數の生品を滿載して歸つて行く者が多かつた。眞面目な商人達も亦勿論低廉な物資を獲得する最良の機會を捉へた。從て、ヨーロッパの或る國に於ける物價下落が、安價なドイツ貨物の輸入に基因して、ドイツからの輸入を禁止又は制限する目的で、所謂アンティ・ダンピングローを實施した國もあつたが、其の理由を諒解する事は困難である。何故なれば、戰後各國共物價下落を非常に翹望してゐたからである。

ドイツはダンピングを行つたのであるが、併しドイツ自身の國內市場に就て云へば、空虚な市場への供給が充分でなかつた爲めに、生活必需品の不足が、一層痛切に感じられた。だから物價は、國內に於てすら非常な速度で騰

貴した。殊に其の原料を外國に求めなければならなかつた凡ゆる製品は、忽ちにして、世界の標準市價に達したのである。從て經濟上の各要素が、充分に活動してさへゐたならば、ドイツの物價は夙くに世界の標準市價に達してゐたであらう。

物資に依る賠償 製品や原料を以てする賠償支拂及び輸出竝に國內市場の實狀は、ドイツ工業に多くの仕事を齎した。失業者の數がドイツでは、他國に比して遙かに少かつたのは其の爲めである。

併しながら、此の事實を見て、ドイツの經濟狀態が順境に在つたと速斷するのは誤りである。既に述べた通り、物資に依る賠償が行はれた爲めに、工業労働者等は、職業もあり從て多少の利益は得たとしても、此等製品は賠償の爲めに交付したのであるから、結局全體としてのドイツ經濟體に取つて損失となつたのである。

ドイツ政府は、租稅や關稅からの收入に依つて、出来るだけ此等の製品に對し、支拂つてはあるが、併し如何なる方法を以てしても充分云ふ譯には行かないから、マルク紙幣の發行を餘儀なくされてゐる。其の結果として、兌換券の數は勿論増加し、所謂通貨の膨脹は避け難い事である。從て物價は兌換券の發行と正比例して騰貴してゐるのである。

輸出に依る損失 右の狀態は四ヶ年前の休戦當時から今日まで續いてゐるのであつて、何等かの救濟方法が見出されない限り、それを防止する事は不可能である。

茲に又ドイツの現狀を觀察せんとする人達が是非知らなければならぬ今一つの點がある。

大正十二年四月入學 本學大學豫科第一學年學生出身學校學業年齡別人員表

あるならば、何等問題はないが、マルク相場の著しい變動に依つて、諸外國は殆ど取るに足らぬ價格で、ドイツ商品を購入したのである。今此の點を簡単な例で述べやう。

外國側の利得 昨年中日本が、英國及びドイツから輸入した鐵の分量は、日本政府の統計に依るこ、殆ど同量であつた。然るにドイツからの輸入價格は、英國からのそれに比して、約二分の一に過ぎなかつた。即ちマルク紙幣で支拂ふか、或は日本の貨幣でドイツ紙幣を買ふ事かに依つて、日本は莫大な利益を得る事が出來たのである。換言すれば、日本は其の鐵の全輸入量中、半は普通の市價の半額だけの支拂で済んだのである。其の反対に損失を蒙つたのは勿論全體としてのドイツ經濟體である。唯だドイツの製鐵業者及び輸出業者は、恐らく多少の利益を得てゐるであらうが、それとも紙幣マルクで利益を得た云ふに過ぎない。即ち商品賣渡の際には、マルク相場幾%かの利益はあつたであらう。併しながら、其の代金受領の時には爲替相場が前の價格の半分若くはそれ以下に下つてゐる爲めに、製造業者の利益は屢損失に變じてゐたのである。

見るこ、實に理由の判らぬ事であり、又或程度までドイツ自身に取つて好都合な事である。

ドイツの工業状態

再びドイツ工業の現状に立ち戻つて述べんにそは次の數語に約言する事が出来る。即ち、國內市場及び外國に於て、各種物資の割切な需要がある爲めに、凡ゆる方面に亘つて仕事は充分にある云ふ事。従つて、國內に於ては人民の購買力が全然涸渇しない限り、又外國に於ては、世界の市場價格を凌駕しない限り、假令ドイツ商品の價格が、他の國國のそれと同様になつた所で、ドイツの工業は其の製造及び輸出國としての舊地位を保持する事が出来るであらう云ふ事。

併し、此等は良い方の一面であつて、其の反対の一面上に就ても述べなければならぬ。即ち石炭の缺乏に依る不斷の困難、賃銀の騰貴、外國の原料品を手に入れる事の困難等がそれである。

政治的擾亂の脅威 今、後者の事情に就て述べんに、價格は昨年の夏、或工業品の如きは、實に世界の市場價格と同じしヴェルに達したばかりでなく、既にそれを凌駕してさへゐる。内國市場の價格でさへ、人民が單なる生活必需品を得る爲めに、彼等が儲けた豈錢壹厘をも費消しなければならぬ程、甚しく贍賞してゐる。國內の各工場は絶対に活動を續けて居るに拘らず、又其の製品に對する需要は非常に多く、且つ其の需要に應じて、相當に生産されてゐるにも拘らず、尙ほドイツの労働者が、少しの貯金もなし得ない云ふ事を私共は知つてゐる。こんなに働いた所で、日日の生活必需品の價格は、到底其の所得額

を出す事となり、其の結果、恐るべき政治的擾亂、即ち共産主義的運動が、國內に復興するに至るであらう。

労働者の悲惨なる生活状態 事業不振の結果、労働者の賃銀が下落するのは、何れの國に於ても同様である。併し普通の國では、收入が少くなつた爲めに、幾分贅澤を控へなければならぬとして、尙ほ其の全收入で生活して行く事は出来るであらう。所が今日のドイツでは、失業は最も恐しい結果をもたらすのである。

マルクの購買力の遞減の結果、勞働者は殆ど缺くべからざる食料品をすら買ふに足りない程の報酬しか受け得ない。衣服、靴、帽子等を買ふ爲めには、殆ど一文も残されてゐるのは勿論である。そこで、人民は産業好況の時でさへ、非常に低い生活程度で甘んじてゐるが、而も此の生活程度は、貨幣價値の下落に伴つて、絶対に低下しつつある。他の國國では、よし賃銀を下けた所で、勞働者をぎん底に陥らせる程の事はないが、ドイツでは、賃銀の減額は勿論、單に増額を停止する事でさへ、勞働者をして、まのあたりに必要な物、さへ買ふ事が出来ないやうな立場に、在らしめる事を意味するのである。今や、彼等は食肉も、ミルクも、バターも買ふ事が出来ない。やがてはパンや馬鈴薯をさへ、買ひ得なくなつるであらう。

若しへイツの工業が、外國から輸入する原料品の缺乏に依り、又は國內市場の購買力の減少に依つて、生産を制限する事を餘儀なくされるやうな事が、あつたならば、其の時こそ無數の失職者を見るに至るであらう。そして彼

等は、現實に何も食ふ事が出來なくなるであらうから、恐るべき攪亂の勃發を避け得なくなるであらう。

物價及び賃銀の騰貴率 今物價騰貴と賃銀騰貴の割合に關する二三の實例を擧げる。ドルの價格は、一九三二年の八月に、額面の二百七十倍になつたが、労働者の賃銀は、其の最高のものでさへ、戰前の平和時代の五十倍にしかなつてゐない。生活必需品の卸値段は、同じ時に殆ど百七十九倍の割合で高くなつてゐる。即ち人民は、戰前に買つてゐたものの三分の一よりも少くしか、買ひ得なくなつた譯である。

或高級官吏の戰前の年俸は、四千金貨マルク（約貳千圓）であったが、昨年の四月には其の同じ人の年俸が、約四萬紙幣マルク即ち其の當時の爲替相場で、六百五十金貨マルク（約參百貳拾五圓）、即ち前に彼が得てゐたものの六分の一にも足らぬ程になつたのである。人民は、唯だ政府の調節に依つて、家賃が安くなつたから、そんな安い賃銀でも、さうにかこうにか活きてゐる。即ち家賃は平和時代の三倍を越ゆる事を許されてゐない。併し、結局此の政策も效果なくなるであらう。何故なれば、投下資本に對して、何等の利益をも齎らない結果、家屋の所有者は、最も必要な修繕費さへ、支拂ひ得なくなるからである。

マルク相場下落の進度 複雑なマルク相場の下落の進度は、次の表を見れば明である。

一金貨マルクに付

一九三三年

五月

八月十五日

四五・七紙幣マルク
紙幣マルク

他面に於て、輸出は戰前と比較して、價格に

八月廿一日 三〇〇 紙幣マルク
一九三三年 一二五〇 紙幣マルク

斯の如き爲替相場の下落は、何に起因するか云ふ事に關しては、紙幣の不斷の發行が其の眞の原因である云ふ事が、一般に認められてゐる。且つドイツは故意に自國の破産を齎らしつつある今まで云つてゐる者がある。

マルク相場の下落が、紙幣の絶えざる發行云々に起因する云ふ事は事實であるが、併し、ドイツは斯くする事を餘儀なくされてゐるのである。何故なれば、ドイツは賃償の爲めに、巨額の金貨マルクを支拂はなければならぬ。而して、前に述べたやうに、此等多額の賃償金を支拂ふ唯一の方法は、紙幣を發行して、此を賣却する事だからである。

賃償支拂の影響

啻に金貨に依る支拂ばかりでなく、ドイツ百萬の労働者に依つて爲される労働が、一文の反対給付も受けずに、賃

ドイツの賃償額（ホーン氏の演説） 『休

戦後ドイツは、賃償委員會に、現金で英貨七千七百萬磅を支拂ひ、尙ほ賃償委員會の手を経ないで、部分的に英貨三千萬磅に相當するドイツ紙幣を以て支拂ひ、都合英貨一億七百萬磅賠償した譯である。且又船舶、石炭其の他の物資を以て支拂つた英貨一億六千萬磅と、

ドイツ領土例へばボーランド、ダンティッヒ、ツェックス・ヴァキア等に於ける政府財產の價格一億三千五百萬磅も、此の中に算入しなければならない。此等の財產は悉く其の分割國へ持ち去られたのである。

佛國に分割せられたザール礦山の價格は、英貨二千三百萬磅だと評價されてゐる。結局此等の數字は、英貨四億一千五百萬磅に達する譯で、此の中英國は五千六百萬磅獲得しているのである。

それでも、分量に於ても著しく減少した。即ち戰前の輸出價格は、百億金貨マルク以上であつたが、昨年のそれは、漸く三十六億金貨マルクに過ぎなかつた。從つて輸入超過は、ヴエルサイユ條約に依る賃償額を除いても、十億金貨マルクに達したのである。

賃償問題の經過

それにも抱らず、ドイツは聯合國に對して既に莫大な支拂をなした。此等給付の實際額に就ては、見解の區區たるものがあるが、私は今次に英國の大藏大臣、ロバート・ホーン氏の演説を引用する事とする。

それで、今日迄に支拂ひ終へた金額は、英貨三千八百萬磅となり、内英國は二千二百萬磅、佛國は一千二百萬磅、白國は二百五十萬磅を夫れ夫れ受取つてゐるのである。而も尙ほ聯合國の債權は、三千五百萬磅に及び、内一千二百五十萬磅は、英國が受取るべきものである。

協定の結果、ドイツは毎月二百萬磅宛の支拂をしなければならなかつたのであるが、困つた事には、ドイツ政府が、聯合國への支拂額を、五十萬磅宛に減額せられ度いと言ひ出したのである。

尚ほ此の問題は、屢々八年から七年の間に、フランスがドイツに支拂つた英貨二億一千二百萬磅の賃償金の場合と併せて考へられてゐる。併しながら、普佛戰爭は非常に

食 料 品	十七億五十萬
原 工 業 製 品	二十二億五千萬
總 計	六億萬
一九二一年	四十六億萬

英國の註屯軍費用は、年額三百萬磅を出でず、全駐屯軍の費用を計上しても年額一千百萬磅を超さない程である。其の上に、英佛の各個人債権者は、協定に依つて、ドイツの個人債務者の支拂ふべき債務を、相殺の方法でドイツ政府から各自受取つてゐる。

た爲めに要したものである。

英國の註屯軍費用は、年額三百萬磅を出でず、全駐屯軍の費用を計上しても年額一千百萬磅を超さない程である。其の上に、英佛の各個人債権者は、協定に依つて、ドイツの個人債務者の支拂ふべき債務を、相殺の方法でドイツ政府から各自受取つてゐる。

尚ほ此の問題は、屢々八年から七年の間に、フランスがドイツに支拂つた英貨二億一千二百萬磅の賃償金の場合と併せて考へられてゐる。併しながら、普佛戰爭は非常に

短期間であつた上に、佛國の外國との貸借關係は、其の儘變化なく残されてあつた。尙ほをつけられてはゐなかつたのである。加之同國は、尙ほ外國から七千百萬磅の借財を爲す能力を有し、又一八七二年乃至七三年間に於ける外國貿易に依り、少らず利する所があつたのである。

然るに、ドイツに於ける各條件は、全然之を反対である。戰爭は長期に亘り、疲弊困憊の極に達してゐる。而も戰爭中に於けるドイツの貸方關係及び投資物は差押へられ、遂に平和條約の結果、沒收せられてしまつた。加之、ドイツが中立國に對して爲した投資金は食料及び原料品の買入の爲めに、既に戰時に消費し盡され、又賠償金の爲めに有する負債が、資金の徵收を不可能ならしめた。又漸く取残された財源は、賠償金よりもつゝ重要な方へ引去られなければならない。即ち戰時中にドイツは、既に食料品をも含む總ての貯藏物を消盡した。辛うじて残された金で、僅かに購買する位の事は許されなければならないのである。尙ほ詳言すれば、ドイツは二億五千萬磅を、主として食料品の購入に費さなければならなかつたのである。

一時的信用爲替の賣買に依つて、一億九千萬磅は得られたが、それには莫大な分量のマルクの賣買が含まれてゐるのであり、加ふるに、マルクに對する大いなる投機が行はれ、それが外國に立てられるマルクの價格に非常な恐慌を結果し、從つて益マルクの賣買及び其の價値の低下を助長した。

一九二二年中の賠償負擔額 ドイツは最後の倫敦通牒に依り、年額三十二億五千萬金貨マルクを、賠償金として聯合國へ支拂ふべき義務を負はせられ、又撤兵費用として、五億金貨マルクを、及び一九二三年の三月迄の總額五十五億金貨マルクを、百四十億紙幣マルクの軍隊駐屯費用を支拂ふべき義務を負はせられてゐる。

ドイツが此巨額を一九二二年に支拂ふ事は、到底不可能であると云ふ事は、何人にも明であるが故に、カンヌ會議の結果、賠償委員會は一九二二年に、ドイツが支拂ふべき額を、二百萬金貨マルクを、十四億五千萬金貨マルクに相當する物資に減額した。併しながら、其の結果は、尙ほ此の減額された金額では、も、ドイツが支拂ひ得ないと云ふ事を示してゐる。

即ち當局者が、此の契約履行に必要な金額を調達する爲めに、各國に對し、外國爲替に依る凡の手段を取つたが、外債を募集する事は不可能であつた。

當面の二途 索に於てか、ドイツ政府は次

干戈を歎めて以來既に四年餘、其の間ドイツが聯合國に對し、物資及び貨幣を以て支拂つた額は、實に四億金貨マルクの巨額に達する。然るに尙ほ其の上、平和條約及び其の後の協定に依つて、新たに幾多の義務を負ふに至つた。而して此等の總てを支拂ひ盡す爲めには、勿論此のこゝたる、實に容易な業でないには相違ない。併しながら、ドイツは、若しも全世界に亘つて正當な、そして同等な機會を與へられるならば、メーヤード・キーンス氏が、曾て言つたやうに、ドイツは喜んで總ての義務を履行する爲めに、其のベストを盡すであらう。

勿論此のこゝたる、實に容易な業でないには相違ない。併しながら、ドイツは、若しも全世界に亘つて正當な、そして同等な機會を與へられるならば、而して又ドイツの努力が、保護主義者等の計劃に依つて、輸入の妨礙を受けさへしなかつたならば、又ドイツが以前の敵國に對して、讓歩しなければならなかつた彼の最惠國約款に均霑する事を許されるならば、漸次此の仕事を完成する事が出来るであらう。

一九二二年中の賠償負擔額 ドイツは最

らう。

我がドイツ政府は前者を選んだが、其の結果、ベルリンに於けるドルの價格は著しく騰貴し、一九二一年三月の六十五マルクから、今日の八千マルクにまで達した。勿論其の爲めに、國內の物價が、自國貨幣の下落に比例して漸騰したのは云ふまでもない事である。

ドイツの現状に対する誤解 ドイツは現に今迄繰り返し述べ來つたやうな窮状にあるのである。然るに外國では、よく次のやうな事が言はれてゐる。

『ドイツは絶ゆず商品を生産してゐる。從つて失業なぎ少しもない。此の事實こそ、現にドイツが繁昌しつつある事を示す、充分なる證據でなくて何であらう』と。右の觀察は成程正しい。然しながら其の結論が誤つてゐる。何故かと云ふに、ドイツ國內で儲ける金は、絶対に下落しつつある金である。從て此等の儲けは、殆ど彼等等が、かつかつの生活を營んでゆくにも足りないのは勿論である。

賠償問題の將來

賠償問題の將來 干戈を歎めて以來既に四年餘、其の間ドイツが聯合國に對し、物資及び貨幣を以て支拂つた額は、實に四億金貨マルクの巨額に達する。然るに尙ほ其の上、平和條約及び其の後の協定に依つて、新たに幾多の義務を負ふに至つた。而して此等の總てを支拂ひ盡す爲めには、尙ほ殆ど一世紀を要するであらう。如何なる國も、曾て斯かる重荷を負はせられたものは未だあるまい。若し此の負擔にして毫も輕減せらるる所がなかつたならば、永きに亘らう。

る全歐洲の不安は、永久に繼續し、漫性的になり、其の結果經濟上の損傷は、豫想すら出来ぬ状態に立ち至るであらう。

若し此の不安の原因が取り除かれなかつたならば、ヨーロッパは永久に正常なる經濟状態を恢復する事が出來ないであらう。全歐洲を此の不安から救ひ出す爲めには、併し唯だ一つの方法がある。それは、現在のドイツは疲弊困憊の極に在るが故に、現金支拂は到底不可能であるが、若し同國が、經濟上、財政上、又政治上それ自身を破滅せしめなかつたならば、其の可能性が出来さへすれば、支拂をなさんとする誠意は充分にあると云ふ事が、關係各國に承認せられると云ふ事である。

若し然らずして、萬一此の機に臨んで強制せらるるならば、危機は火を暗るよりも明かである。而も其の結果、困難なる影響を受けるのは、單りドイツのみに止らないであらう。若しドイツが、今相當の餘裕を以て與へられるならば、メーヤード・キーンス氏が、曾て言つたやうに、ドイツは喜んで總ての義務を履行する爲めに、其のベストを盡すであらう。

勿論此のこゝたる、實に容易な業でないには相違ない。併しながら、ドイツは、若しも全世界に亘つて正當な、そして同等な機會を與へられるならば、而して又ドイツの努力が、保護主義者等の計劃に依つて、輸入の妨礙を受けさへしなかつたならば、又ドイツが以前の敵國に對して、讓歩しなければならなかつた彼の最惠國約款に均霑する事を許されるならば、漸次此の仕事を完成する事が出来るであらう。

アダム・スミス Adam Smith (1723-90)

經濟學士 伊 東 乃

略傳 アダム・スミスは一七二三年六月五日

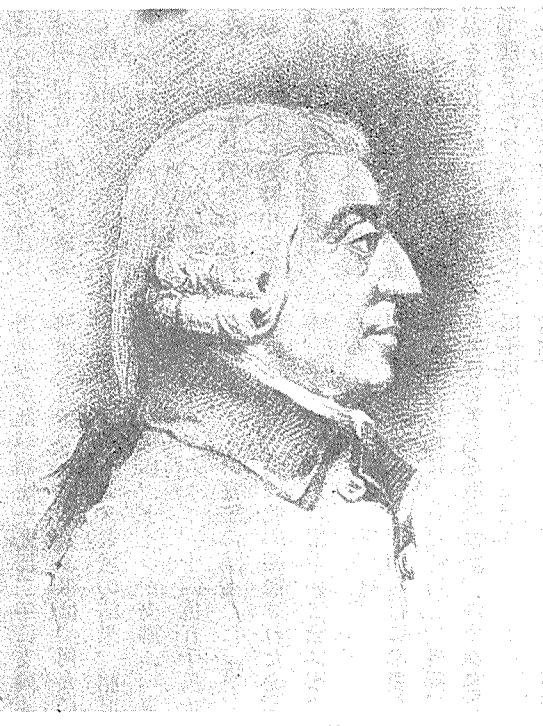
英國の蘇格蘭のファイフ州のカーロウディに生まる。一七三一年グラスゴウ大學に入り、獎學金を受けてオックスフォードのパリオル大學に轉す。一七八八年の冬エヂンバラに於て修辭學及美文學に

關する講義を講述した、當時彼はディヴィット・ヒュームと相識るに到つた。一七五一年グラスゴウ大學の論理學の教授となり、更に翌年道徳哲學の教授となる。

一七五九年「道徳感情論」を發表し文學上の名聲を博す。一七六三年海外に遊

ルゴー及其他エコノミスト即ちフィジオオクラト派の人々と友交を結ぶ。一七六六年歸郷し、引續き研究に勵精し、遂に一七七六年「國富論」を發表するや名聲大に揚がる。其後二ヶ年ロンドンの學者社會に暮らす。一七七八年一稅關委員に任せられ、爾來一七九〇年臨終に到るまでエヂンバラに於て孜孜營營さし

て、研究に從事して居た學者である。



スミス・アダム

なるが故に市場の範圍に依りて制限せらるるものである。分勞には第一勞働者の仕事の分量及技巧を著しく増進せしめ、第二作業時間を節約せしめ、第三機械の發明を促進せしめ

る利益を有してゐる。從て經濟的進歩に伴ひ分勞の餘地多き工業は農業より先きに發達し來る。分勞の結果生産物の交換の必要發生し、財貨の使用價值の外に交換價值を生ずるに到る。而して凡ての財貨の眞實價格は唯だ勞働にして、貨幣は單に其名義價格にすぎない。一體價格には自然價格及市場價格の二種あり、前者は原則として勞賃、利潤及地代より成る生産費に依て決定され、後者は前者を中心こし需給關係に依りて決定せらるも、絶ゆず前者に復歸せんとする傾向を有してゐる。

勞賃は第一業務自身の愉快又は不愉快、第二業務自身を獲得する難易及之に要する費用の多少、第三業務の繼續性又は間歇性、第四從業者に掛かるべき信用の程度、第五業務に於ける成功の確實性又は不確實性的程度に依て高低を生じ、利潤も亦略ぼ同様である。唯だ勞賃は國富の増加に正比例するも、利潤は之に反比例するの差がある。且利潤は略ぼ金利に準じて上下し漸次低落の傾向を有してゐる。地代は土地の使用に對して支拂はるる價格にして借地人が其生産物より得たる價格より生産費及普通の利潤を控除したる殘額に等しきものである。唯だ地代は財貨の價格の結果なるも、勞賃及利潤は其高低を生ずべき原因である。右の如く勞賃、利潤及地代の三者は價格構成の三要素なると同時に又所得の源資本をなし、社會の全員は何れも右の三階級の何れかに屬し、且斯く分割さるるを以て社會の

常態となすものである。

八

第二編 生產の發達從て國民の幸福增進の原因はストックの蓄積に存して居る。ストックには直ちに消費せんがために保存せらるるものと其所有者が收入を得んとして使用するものとの二種がある。キャピタルとは是の後者を言ふ。資本は更に固定資本及流動資本の二種に分たる。前者は土地の改良、機械、器具等の所有主を變更せずして收入(利潤)を齎す或は所有主を變更せ得るもので、後者は流通即ち連續的變化に因り一の形體をなして出で他の形體をなして所有者に何等かの利潤を齎すものである。收入には總收入と純收入との二あり、前者は一國の土地及勞働の總生產物を言ひ、之より其國の固定資本及貨幣維持に要する費用を控除したるものと純收入と稱す。貨幣は富の全部に非ず、又其重要部分にも非ず。實に其製造及維持に要する費用は社會の總收入より控除さるべきを以て、貴金属貨幣の代りに紙幣を使用せば社會は多大の利益を享くものである。勞働の中財貨の價值を增加するものを生產的勞働と稱ひ、然らずるものと不生產的勞働と稱す。前者は資本に依りて使用され、後者は各人の收入に依りて給養せらるが故に、前者を支持するには必ず若干の資本を要す。而して資本の用途は第一農業其他の原始產業、第二製造工業、第三運輸業、第四商業の順に從ひ其利益を低下するも、偏頗すべきものでない。而して各人は其利己心の下に活動するを以て、各人の企業心を自由に放任すれば一國の資本は自然に適當なる割合に使用さるるものである。故に國家の干渉はなすべきものでない。

第三編—國民を異にするに従ひ、富、裕の程度に相違を生じて来る。抑、抑、生活資料は、事物の性質上、便宜品及奢侈品に先達して存在するを以て生活資料を齎す産業は必然的に便宜品及奢侈品の産業より先達して發達するは當然である。又事物自然の順序に放任すれば進歩發達しつつある社會の資本の大半は第一農業、第二製造工業、第三外國貿易に向けるるものである。

第四編—富は貨幣即ち金銀に依りて成立する說き又マーカンティリズムの議論は一部は信ずるに足るも、一部は詭辯である。消費は凡ての生産の唯一の目的なるが故に生産者の利害は唯其が消費者の利益を助長するに要すべき範圍に於てのみ注意さるべきである。然るにマーカンティリズムに於ては消費者の利益を殆んじ絶ゆず生産者の利益のために犠牲に供さるを以て不可である。一方フ・ハイジホーラシ、殊にケネーの説には其中幾多の缺點あり、雖も從來の經濟學說中最も眞理に近きものである。蓋し地上の勞働のみを唯一の生產的勞働とするが如きは狹隘に失す。雖も、國民の富は、其社會の勞働に依りて年年生産される消費性の財貨より成立す。言ひ、完全なる自由を以て有效なる政策となすが如きは寛大的要求に應じ最も有利なる方面に活動する。唯だ他の個人の利己的活動を妨害する者あれば、法規に依り是を禁ずべきである。斯く完全に自由競争をなさしめんか不知不識の間に個人經濟は最大利益を生ずるに到る。從て個

</

渡的の產物であるからやがて社會主義的組織に改造せらるべき事を豫想したのである。斯く兩者に相違あるは全く時代の產物と看做して差支ない。蓋しスマスは資本主義發達の初期に生まれ、資本主義の長所を見たるに止ま

標準を缺くの嫌あるを以て、同じ事情の下に於ては。吾も亦然かるべし。思はるる他人の行爲は其事情に適應せるもの即ち徳行なりとする點。從て徳不徳を區別し得る能力は吾人が自己を他人の境遇に置き之に相當する感情

織田顧問の渡歐

昨年十月以來歸朝中であつた本學顧問、常設國際司法裁判所正判事織田萬博士は、去る四月十五日神戸出帆の三島丸に乗船、本學垂水理事、岩崎教授、木下幹事、田川秘書等の見送りの下に、任地オランダのヘーラグに向つて出發せられた。

從て諸子今日の研鑽修養も亦此目的に副はあるのである。
んとする前提に外ならぬのである。而して今回新たに大學部に進まれたる諸子は、既に前述の階梯を終へて、愈大學教育の本體に當面せられたるに依り、本學存立の意義に順應して、一層の努力を拂はれん事を希望するのである。

入學式並記宣誓式舉行

本學年度學部第一學年及び大學豫科第一學年の入學式並に宣誓式は、四月十八日午前十二時千里山新學舎で舉行された。大學各關係者各教授講師列席、先づ山岡總理事の式辭、次で學生代表者の宣誓文朗讀があり、全新入學生の宣誓を終へて、學歌合奏裡に閉式した。

宣誓文

關西大學學部ニ進ムニ當り更ニ覺慧遵守ノ
念ヲ新ニシ益研鑽修養ニ努メ以テ本學ノ期
待ニ副ハシコトヲ誓フ依テ爰ニ姓名ヲ自署
ス

宣
誓
文

關西大學學部第一學年
月十八日

スミスの重なる著書

2. An Inquiry into the Nature and Causes
of the wealth of Nations. (1776)
 3. Essays on Philosophical Subjects.
(1795)
 4. Lectures on Justice, Police, Revenue
and Arms. (1896) (4R)

徹底せしめばマルクス等の社會主義者の主張する資本獨占の否認即ち資本公有論となる。右の如くスマシママルクスは唯だ其結論を著しく異にするも、其觀點は大同小異である。道徳感、善惡論の概要人が自己を他人の競

置き其他人の感情に對し同感するや否やに依て、其行爲の善惡を判断し得るものである。スミスの逸話　國富論の初稿が全部脱稿された後、之が訂正増補に心血を注いでゐた頃、彼は故郷にて研究を續けて居た。或日曙

遇に置いて自己に依て他人を判断し、他人に依て自己を判断し得る力即ち同情を基にして人が先づ他人の行爲及品性を批判し、次で自己の行爲及品性を批判する原理を研究したものである。科學的倫理の目的は徳の本性を闡明にし、且吾人の天性中如何なる特性が吾人をして徳を喜び徳を行はんとするに到るかを示すものである。一體徳とは大體志向及行爲が其起因たる事情に適應するものである。

スマス獨特の見地は左の二點に歸してゐる。

第一、單に起因たる事情に適應せる行爲を善行と稱するのみにては徳の概念は極めて漠然としてゐる、是を實際に應用する際確固たるもの

日の朝の事、寝衣の儘思索に耽けり、不知不識の間に庭を抜けて街路に出で、歩一步、途に十五哩ややの所まで來た。其の時教會から禮拜の鐘が頻りに鳴つた、此鐘の響を聞き始めて我に歸つた事がある。

第十二回「學の實化」講演會

本學第十二回「學の實化」講演會は、去る四月二十五日午後二時より工學博士片岡安氏を迎へ、千里山新學舍に於いて開催せられた。同日正午、片岡博士は、宮島專務理事其の他に迎へられて來學、階上の來賓室に入り、得意の筆を揮つて千里山學舍の景を畫帳に詠かれ『かうして置けば、學舍が愈完成した暁彼此對照して又一種の感慨がありませう。』

ミ莞爾させられた。定刻より第九教室に於いて『近代文明建設工事』なる題下に約一時間半に亘り講演せられ終つて玄關で紀念撮影をなし三時半歸京されたが、其の講演の摘録は記事の都合で來月號に載せる事にする。

第十三回「學の實化」講演會

四月二十
九日神戸



講演中の犬養木堂氏



(中央列前)士博岡片るけに舍學山里千

氏が過去の經驗より得られた貴重な信念を諄説された。即ち智識を磨くと同時に確固動かざる信念を養へ、さ若き學生に適切な處

世訓を述べ、一般の來會者にも深い感動を與へた。因に同氏の來學を機にし氏故郷を同

ヶ年を迎へ、各方面の發展着着として見るべきものあるに至つたが、就中大學の使命遂行

の上に於て最も重要な専任教員も漸く相當の數に達するに至つたので、之を機會として且つは昇格一週年の記念事業の一つとして、

今回本學専任教員から成る千里山學會なるものが組織せられ、本月七日午後五時から大阪鐵工所樓上會議室に於て其發會式を舉行し、會則の作成、幹事の選任、研究發表の順位等に就き左の如く討議決定した。

千里山學會會則

第一條 本會ハ千里山學會ト稱ス

第二條 本會ハ學術ノ研究ヲ爲シ併セテ會員相互ノ親睦ヲ計ルヲ以テ其ノ目的トス

第三條 本會ハ本部ヲ千里山關西大學内ニ置

第四條 本會ハ正會員、准會員及ヒ名譽會員ノ三種ヨリ成ル

正會員ハ關西大學専任教員ニシテ正會員二名ノ紹介ニ依リ正會員全部ノ同意ヲ經タル者

准會員ハ關西大學關係者ニシテ正會員二名ノ紹介ニ依リ正會員全部ノ同意ヲ經タル者名譽會員ハ正會員全部ノ同意ニ依リ推薦シタル者

第五條 正會員ハ各自研究發表ノ義務ヲ負フ

第六條 正會員ハ會費年額金參圓、准會員ハ金壹圓五拾錢ヲ負擔ス

第七條 本會ニ幹事二名ヲ置ク

幹事ハ正會員ノ互選トシ其任期ヲ一ヶ年ト

第八條 本會ハ毎月一回例會ヲ一年一回乃至

二回大會ヲ開ク
本年度幹事 櫻井匡辰巳經世

大正十二年五月	六月	九月	十月
講師 櫻井匡辰巳經世	教授 岩崎卯一	講師 賀來俊一	教授 宮島綱男
同 服部嘉香	同 講師辰巳經世	同 早川祐吉	同 同
二月	三月	四月	十一月

大正十三年一月	二月	三月	四月	十一月
講師 賀來俊一	教授 中村鄧次郎	講師 櫻井匡辰巳經世	教授 岩崎卯一	同 同
同 同	同 同	同 同	同 同	同 同
十二月	十月	九月	八月	七月

大學豫科第一學年委員任命

本月八日附を以て、大學豫科第一學年各組學生委員を左の通り任命し、夫れ夫れ辭令を交付した。

A組 出水保正	野口茂樹
B組 海野繁三	三宅秀也
C組 大島靜雄	綾邊研三
D組 澤田捨次郎	山田清太郎

教員囑任

今回新たに左記諸氏を本學教員として囑任した。

大學部講師

商業英語	商學士
専門部講師	福田敬太郎

刑事訴訟法	法學士
富田仲次郎	

柿崎、宮島兩專務理事及び其の他大學關係者多數に迎へられて休憩室に入り、紀念の揮毫を終へて、正十一時第一講堂の演壇に立たれた。七十に垂暮する老齡こそも見ぬ元氣を流石場馴れた熟練さを以て、約一時間に亘り

千里山學會の成立

じうする本學岡山縣人會の學生は山岡總理事等をも加へて校庭で記念撮影をした。

民法債權
銀行論
商業通論
法學士
經濟學士
小川福太郎
大野新一郎
福田敬太郎
商學士

去る四月から本學學醫を左の通り囑託した。

野村獎學資金受給者

託
醫を左の通り嘱託した。
醫學士 谷 口 貞 一

大阪野村總本店主野村徳七氏が、人材養成及
び皇海奨励の目的を以て、序刊長里郡による。

ひ學術獎勵の目的を以て、學校獎學金なるものを設置して居られる事は、本誌第二號に報道して置いた通りであるが、今回本學の推薦學生左記二君は、何れも本學年中の學費を同部から支給せられる事になつた。

本學年度入學生數
去る四月入學を許可した學生數は左の如くである。

大學豫科	志願者
專門部本科	四三二人
同 豫科	六二〇人
	六八〇人

本月十日千里山新學舍に於て、貴族院議員法學博士江木翼氏を聘して、第十四回「學の實化」講演會を開催した。(次號詳報)

文部省督學官葉山萬次郎氏は、本月十四日學事視察の爲めに本學を訪問せられた。

(次號詳報)

在ジエネヴァ、本學留學生中井彌六氏は益壯健に、専心研究を續けてゐる由であるが、最

内外通信

内外通信



市アヴネエジの佐佐氏基由

在ワルソー佐佐木 校友よりの消息

(前略)——小生事大正八年九月より同九年一月迄ハルピン總領事代理として在勤籠在候處九年四月中にマンジューリアに出張し、後バイカル軍撤退迄同地に在り、大正十年四月にはロンドンに在勤を命ぜられ、エストニア國レヴァール市に出張し同地に駐留する事一年半、昨年りたるが、農勞政府の許可なく、遂に當地に未川上公使に隨ひて入露の計画にて當地迄來停まる事ご相成候——(下略)

最迟到着した水谷教授からの音信に依るが、同教授は都合に依り豫定の歐洲經由を見合せ再び太平洋を横断して歸朝する由である。即ち本月四日頃ニユーヨークを出發してボストンに到り、ハーヴィード大學を訪問、兩三日滞在の上カナダ、モントリオールに出で、同所からカナダ太平洋鐵道線でヴァンクーバーに向ひ、十七日同地出帆のエムブレス・オーヴルシアに乘船して愈歸朝の途に就く豫定である由、從つて程なく同教授の秀容を再び本學内に見出し得ることと思ふ。

前號第一〇頁第四段末行、大阪府知事井上孝。さあ

近本學岩崎教授を通じて、同氏の近照及びジ

關西大學御中

佐佐木 靜吾

因に同氏は明治二十九年度本學法律科の出身である。

ニユーヨーク、カーネル大學
ティチエナー教授より

The President
April 9, 1923.

Kansai University
Osaka, Japan.

May 2001

Please accept my best thanks for the
numbers of the Kansai University Bulletin
which you have been good enough to send me.
I wish very much that I were able to read
them; but I can at any rate congratulate you
upon their outward appearance.

水谷教授近々歸朝
E. B. Titchener.

校友會報

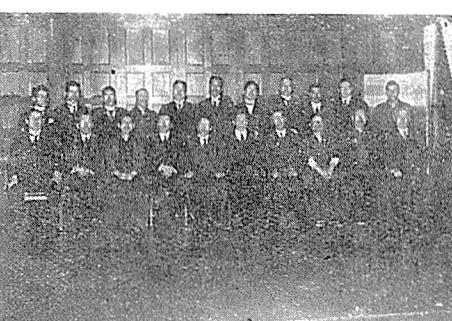
九念坊會春季懇親會開催

大正九年度本學法律科卒業者諸氏の組織する九念坊會の本年度春季懇親會は、去る四月十五日、奈良猿澤池畔月之家別邸で開催した。

當日會員は、午前九時上本町六丁目大軌電車起點に集合直ちに出發、午後一時迄各自古都の名所を訪れ、午後一時より會場月之家別邸に參集し、愈宴會の運びとなつた。宴酣なる

に及んで、例に依つて高梨氏の安來節の名吟、永井氏の長唄、都馬氏の追分、中野氏のケンなざ會員の隠し藝で興を増し午後五時盛會裡に散會した。因に當會の出席者は左の諸氏で

ある。



影撮念記會總季春部支京東會友校
(照參事記號前)

岩本政市	馬場太熊	橋本小三郎
布井貞太郎	遠部逸太郎	高村久之助
堤新吉	中村虎次郎	村井治三郎
野村吉藏	久保鑑山	斎下吟次郎

高梨乙松	近藤友房	仲井彌
永井量一	三國信一	都馬小一
田中藤作	阪中繁	中野徳司
清水榮松		

古田吉五郎	松本靜史	眞珠清彦
行森啓三郎	兒玉善吉	木村稔
平尾廉平	三雲住三郎	水野醇三
森英之助	平岡啓道	森内梅吉

(同會幹事報)

校友會大阪支部春季懇親會

(同會幹事報)

校友會大阪支部の本年度春季懇親會は、本月十三日午後三時から生駒山麓日下溫泉、銀水樓に於て開催せられた。

明治三十九年度本學出身の諸氏から成る三九會では、其の第九回例會を四月十四日午後九時から北區菅原町相生樓で開催、左記會員諸氏の出席あり、非常に盛會であつた。

三九會第九回例會開催

(清水榮松氏報)

當日午前九時半、全會員は市内上本町大軌起點に集合し、同電車で奈良縣櫻原神社前に到着

り、同所大軌食堂で小憩、晝食を済ませ、神宮參拜、附近の史蹟探勝等に、麗かな春の日の大部分を費し、再び大軌電車に乗つて日下に戻り、各自温泉に浴するなごして午後三時何れも會場銀水樓に參集した。

定刻先づ砂川支部長の挨拶及び事業報告があつて、愈宴會に入つたが、餘興に尺八、落語、筑前琵琶等があつた外、多數の美女酒間を斡旋して非常の盛會で午後八時無事散會した。

因に當會の出席者は左記の如く非常に多數でさしもに廣い會場の大廣間も、殆ど收容し切れない程であつた。

出席者(順序不同)

板垣不二男	岩本政市	井川貞治郎
岩崎卯一	萩原敏隆	橋本鹿藏
富田金三郎	富永竹夫	吉田貞男
大崎萬太郎	桂忠雄	吉田音松
吉積文平	田伏市松	高村久之助
竹井小野右衛門	辻村政治	田中英一
辰巳經世	中川與之助	中村鄧次郎
内藤正剛	田川七郎	高木吉郎
中村公男	黒川雲登	中村敏雄
黒川雲登	安川彦夫	室石常秀
八木孝三	松本標四郎	野村吉藏
丸山昔生	黒田莊次郎	山口房五郎
古田吉五郎	藤戸貞治郎	山根瀧藏
金貞次郎	後藤田德太郎	小泉幸治
木下孫一	寺岡清介	清水新造
樺原治郎	湯原慶太郎	宮島綱男
木宮森作造	三島律夫	目代誠吉
西尾傳次	平尾綾太郎	岡本重治
砂川雄峻	須々木庄平	瀬上弓之輔
廣瀬徳藏	石川敏雄	
長岡實	北川龜三郎	

同大阪地方裁判所在勤

同京都地方裁判所在勤

同大阪地方裁判所在勤

一一法 永野勝 重氏

一一法 宮浦 要氏

本年五月辯護士開業市内西區本田二番町に事務所を設け法律事務取扱開始

昨年十二月以來引續き甲種勤務演習に應召申であつてが今四月退營

一法 宮浦 要氏

本年五月辯護士開業京都市堺町通松原下ルに事務所を設け京都地方裁判所所属辯護士として法律事務取扱開始

木戸卯之助 野口政次郎 飯島善之助

山田一太郎 福家眞澄 近藤友房

荒賀龍平 三國信一 山本彌一郎

戸川巖 秋山治土 西本政五郎

棚木浩巖 木下清一郎

校友勵誇

三三法信田芳氏

朝鮮京城西大門警察署長に轉任

四二法大塙靖氏

去る三月十二日附にて市内第四西野田尋常小學校を退職

三九法原田市之進氏
同京都地方裁判所在勤

務開始

一一法新原新太郎氏
帝國製藥株式會社東京倉庫を辭し目下東京供託局在勤

司法官試補を命ぜられ京都地方裁判所在勤

同大阪地方裁判所在勤

六法徳原義三氏
同京都地方裁判所在勤

七法大野一雄氏
同大阪地方裁判所在勤

一一法毛利清太郎氏
同大阪地方裁判所在勤

九法鹽田親雄氏
同京都地方裁判所在勤

一〇法毛利清太郎氏
同大阪地方裁判所在勤

一一法永野勝重氏
同京都地方裁判所在勤

一一法宮浦要氏
同大阪地方裁判所在勤

一一法木下孫一
同京都地方裁判所在勤

一一法樺原治郎
同京都地方裁判所在勤

一一法木宮森作造
同京都地方裁判所在勤

一一法西尾傳次
同京都地方裁判所在勤

一一法砂川雄峻
同京都地方裁判所在勤

一一法廣瀬徳藏
同京都地方裁判所在勤

一一法長岡實
同京都地方裁判所在勤

校友の面影

進藤紫朗氏

かねて八千代海上火災保険會社の常務取締役に就任された、ミ云ふ便りを聞いて居た記者は一日氏を日本信託ビルディング樓上の同會社事務所に訪れた。滯歐中屢々スパンツ間

り約一年大戰後の海外を観察する爲、英、米、獨、佛其の他各國を歷遊せられ、歸朝後外遊中に得られた收穫の一として、後段氏の談話は益廣い。同時に私共も一層奮發せなければならぬわけである。近時凡ての産業が國際的性質を帶びて來たことが現代の著しい傾向であるが、それと同時に一國經濟關係の獨立

月八千代海上火災の設立と共に夫を東京への置土産として大阪へ赴任された。其の事業に対する御意見の要旨を紹介すれば次の如くである。

『現在私共の主としてやつ



氏の肖像

中村虎次郎氏

達へられたと云ふ氏は一見成程さうなづかれる六尺豊かな體軀と、堂々たるカイゼル式美髪の持主である。

『在學中既に職業を持つてゐたので、學校は隨分すばらしました。併し圖書館には之でもよく通つて讀書したもので。』

氏はかうした言葉によつても知らるる通り、其の青年時代を可成り刻苦勉學の中に過された。明治四十四年本學商科卒業後一年志願兵として軍務に服し、其後大正元年から今年二月まで日清火災海上保險會社東京支店長として敏腕を振つて居られた。其の間大正八年よ

て居る業務は損害保険の再保險事業であつて此の再保險事業については私の前に居つた日清火災海上保險會社が日本に於ける鼻祖と云はれる位であるが、元來損害保険事業の日本に於ける發達は比較的近代の事に屬し殊に其の再保險事業に至つては近々十數年間の發達

にかかる所である。當初に於いては殆ど日清唯一社であつたが今日では、再保險を營む會社は我國四十有餘の損害保険會社中約十社程ある。併しながら此の損害保険事業に再保險は心須缺くべからざる事業であつて、現今猶海外の再保險業者に倚頼する所の多い我が損害保険界を思へば、我國に於ける斯業の前途は益廣い。同時に私共も一層奮發せなければならぬわけである。近時凡ての産業が國際的性質を帶びて來たことが現代の著しい傾向であるが、それと同時に一國經濟關係の獨立は益繁要の度を加へて來た。殊に其の性質上充分に國際的であり、又一切産業發達のバローメーターとも云ふべき保険事業の國家的獨立は、或る意味から實に國家的事業と云つてもよいので、之については戦前の獨逸が何よりの例であると思ふ。もともと此の再保險事業なるものは戦前獨逸に盛んであつて、殊に獨逸は得意のカルテル組織を以て國內再保險業者の大團結を行ひ、盛に外國の再保險を吸收して保険料の收入を圖る手を延ばしたのである。そして當時の獨逸政府が陰に陽に此の政策を支持し獎勵したのは顯著な事實であつて、同國が彼の急速なる產業の發展は此の再保險政策に負ふ所多大であると云はれてゐる。而も此の效果は這般の大戰勃發に際して觀面に現れたので、先づ亞米利加等の比較的の産業組織の新しく再保險等は多く獨逸の勢力に頼つてゐた國では、國交斷絶に伴ふ取引の停止で國內に於ける保険の消

化に困難を感じ、それが爲一部經濟界に混亂を生ずる等の事もあり、更に又聯合國の船舶で其再保險關係から機密が漏洩し、擊沈の厄に遭遇したものも少くない。このことである。かくの如く一國保險業の獨立ミ云ふ事は一朝有事の際に、經濟上、軍事上に非常な影響を及ぼすもので、之私が目して以て國家的事業となす所以である。我國でも最近多少の發達は遂げたが未だ遺憾な點が多いので、刻下の急務としては再保險の事業を盛にして一面保險消化力の培養を圖り、他面同業者間の連絡團結によつて保険取引の圓滑を圖る同時に被保險物を淘汰する機會を與へて一般經濟界の健全な發展に資することである。此の意味の下に私は昨年東京の同業者間に「海上保險取引集會所」ミ云ふオルガンを設け、毎日一定の時刻に同業者が集つて保険の取引をするここにしたが、可成りの成功を收め得て過般も其の一週年祝賀會を開いたことは私のひそかに自負してゐる所である。云々

氏は當年三十五歳、歸朝後結婚されて未だ御子達はないが乗馬、大弓等に趣味を持ち、犬、小鳥等の動物を愛護される事一入で、酒は時に斗酒尙ほ宿醉を覺ゆずミ云ふ事もあります』この事、大學教育についても一家の見を承る事が出来たが餘白がないので割愛する最後に記者が訪問の際氏が外遊中の見聞をものせられた『脚のまにまに』ミ云ふ事が再保險に関する所見述べられた『再保險論』を本學圖書館へ寄附せられた事と、御多忙の時間を割いて種々有益な御教示を與へられた事などを深く謝し、併せて氏が今後益其の所期に向つて猛進されん事を邦家の爲に願つて止まない。

中村虎次郎氏

一體辯護士云ふ職業は昔は志望者も少く、試験も至難であつて、從つて同業者が少く、生活上にも不安を來すやうになつたかの如く思はれる。故に青年として辯護士の表面に現れたる華美な生活、殊に一部少數者の政治上機関ではあるが、今日の狀態等一面より之を見れば辯護士は大抵上流階級の代言者たる如き觀があるのである。勿論其の人の考へ一つで隨分弱者の味方になれぬ事もないが、多くは殊に一流の辯護士は皆大資本家の利益の代表者で、此の意味からするならば辯護士が必ずしも社會上緊切な職業でありや否やは大いなる問題である云はねばならぬ。夫よりも寧ろ直接なる生産的事業に從ふ事が國家の見地よりするも個人の見地よりするも、より有用でより安全ではあるまいか。唯徒なる名に迷て辯護士の如くあまり生産的でない事務に從ふのを可とする思想は、今日の事情に照して既に一つの時代錯誤であると思ふ。従つて青年たるべき者は同じ法律を學ぶにしても須らく之を國利民福の増進に直接貢獻すべき方面に用ふべきである。例へばここに警察署長の辯護士もありとする。個人的所得の多寡より云へば、警察署長の薄給固より辯護士の厚幣に足らぬけれども、之れを國家社會の見地得る。而も之は警察署長のみに限つた事でなく府、市の官吏にしてもさうであつて、近頃の方々が、民衆の生活にこつてより緊切であり、やり方一つで可成り民庶の厚生をも期しよく裁判官が化石になつたとか云ふが獨り裁

判官のみでなく、一般官吏も亦去勢されたかの如き状態にある。思ふに之等の官吏が時代に目覺め新しい思想を抱んで進んだならば、現今やかましい社會問題の大半は立ちっころに解決されるだらうし、人民の福祉、國力の増進亦期して俟つべきものがあらう。即ち法律を學ぶにしても何を學ぶにしても、青年諸君はよろしく大勢の趣く所を察し大局に着眼して進まねばならない』

記者が吾等後進の爲にこの請を容れて氏は大要右の如き御話をされた。三十六云ふ年の割に老けて見ゆる氏は云ふまでもなく大阪辯護士界の錚錚たる人物、此の度唐物町に新しく事務所を建築せられて此の御話を承つたのも其の階上でであつた。其の外、氏は大正十一年の選舉に當選して爾後市會議員の要職にあり、嚴正中立を標榜して市政の公明を期して居られるが、又舊國民黨大阪支部の幹事もして代議士清瀬一郎氏の選舉にも大いに力を致されたさうである。御家庭は御母堂と夫人に令息の四人暮し、令弟豊一氏は帝大卒業後外交官として獨逸駐在中の由である。趣味こそては何でも一通は心得て居ながら深くも嗜まず、唯業務の餘暇讀書二昧に入るを唯一の娛樂として居られる。

前のお話と云ひ氏の人格の一班も偲ばれて奥床しい限りではないか。尙ほ現下の農民問題や、武藤氏の商工同志會等についても有益な御話を伺つたがそれは又機會を見て紹介するこゝにし度い。氏は明治三十九年法科の出身四十四年に判檢事と辯護士の兩試験にパスし其のまま官途につかず直ちに大阪で開業以て確信するものである。

今後氏の卓見と人格を必要とするものは獨り大阪の法曹界のみではあるまい事を吾人は今日に及ばれた。

舟木二三二氏

校友の家庭

校友の家庭



族家御ミ氏木舟の上途任赴
君濤玄里長・人夫凡おぐくは子都女次・氏木舟(りく右)

業後税務署内
務省等に官吏
としての生活を送られ、時に福井縣三方郡長
として五、六年間奉職せられた事もあるが、
考ふる所あつて判検事、辯護士等の試験は一
回も受けず、寧ろ婦人問題について所懐を有
せられ、即ち我國七千萬同胞の内半分が婦人
であるこすれば其の教養は誠に忽にすべから

けて會の發展を圖つて居られた。處が此度郷黨に推されて郷土の市長となられた事は氏もしても亦面目こせらるる所であらう。元來岸和田は工業都市として有名な紡績、織布等の工場多く、將來の發展も工業家の自覺に俟つ所多いわけであるが、其の爲には道路、港灣、

定し、唯費用のみの協賛を府縣會に求めるものであるから、其の議權は一層狹少となり、議會の威力を發揮する場合は、費用豫算を削減して、事業の遂行を不能ならしめる場合にのみ存するのである。例へば學校を設くるに付、其の規模及び位置等は知事が之を定め、費用を府縣會に要求するの類である。之に反して市會は、先づ事業の可否を定め、次に費用の多寡を定むる權能を有する。左に示する事ごとする。

市 の 議 案

(第一の甲)

議案第 號

大阪市電氣鐵道部從業員ノ共濟組合ニ關スル條例
制定ノ件

大正十一年十二月 日提出

大阪市長 池上四郎

大阪市電氣鐵道部從業員ノ
共濟組合ニ關スル條例

左ノ通相定ム

第一條 大阪市電氣鐵道部所屬ノ雇員以下ノ從業員ハ大阪市長ノ定ムル所ニ依リ其ノ相互共濟及福利増進ヲ目的トスル組合ヲ組織ス

第二條 市ハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ組合員ノ給料總額ノ百分ノ三ニ相當スル金額ヲ限度トシ
テ組合ニ交付ス

但シ組合ノ豫算ニ不足ヲ生シタル年度ニ於テハ組合員ノ退職給與金及養老給與金ノ支給總額ヲ限度トシ交付金ヲ増加スルコトアルヘシ

第三條 市長ハ電氣鐵道部ノ職員ヲシテ組合ノ事務ニ從事セシムルコトヲ得

第四條 組合ノ重要ナル事項ヲ審議スル爲組合ニ評議員會ヲ置ク

評議員ハ其ノ定數ノ三分ノ二ヲ電氣鐵道部職員中ヨリ電氣鐵道部長之ヲ選任シ他ノ二分ノ一ハ組合員中ヨリ組合員之ヲ選舉ス

本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
費用の豫算に關する議案は都合に依り其の例を略する

(第一の乙)

附 則

左記要項ニ據り聾啞學校一校ヲ創設シ現在ノ聾啞學校ノ組織ヲ變更スルモノトス

大正十年十月 日提出

大阪市長 池上四郎

要 項

聖啞學校創設聾啞學校組織變更ノ件

左記要項ニ據り聾啞學校一校ヲ創設シ現在ノ聾啞學校ノ組織ヲ變更スルモノトス

大正十年十一月 日提出

大阪市長 池上四郎

一 創設ニ係ル分

(一)設 備 大正十年度ニ土地ヲ買收シ直チニ建築ニ着手シ大正十二年ニ校舍ノ建築ヲ完成スルモノトス

(二)校 名 大阪市立聾啞學校

二 組織變更ノ分
(一)聾啞學校校舍ノ完成ト同時ニ現在聾啞學校ノ教職部ヲ分離シテ其事業ヲ新設學校ニ移スコト

(二)現在聾啞學校訓育部ノ事業ヲ獨立セシメテ盲人學校トシ現在校舍ヲ以テ之レニ充當スルコト

第三條 聽者ノ教育ノ方法ヲ異ニシテ管理ヲ區別セサルヘカラサルヲ以テ一面施設ヲ完備ヲ期シ一面

ルコト

說 明

本市盲啞學校ハ逐年生徒增加ニ伴ヒ校舍ノ狹隘ヲ

告クルニ至レルノミナラス本校ニ收容スル啞生及

育生ノ教育ハ本來其ノ方法ヲ異ニシテ管理ヲ區別セ

スルモノトシテ其ノ實行ニ着手セムトス是

斯種教育ノ改善ヲ圖ルノ本旨ニ依リ聾啞教育機關ノ分離スルモノトシテ

レ本條例提出シタル所以ナリ
市參事會ノ意見

原案ニ異議ナキモノトス

(第二の乙)

附 則

費用の豫算案に關する議案は都合に依り省略する

即ち知る、右市會の議案の第一は、電鐵部の勞働者に對し、從來區區に分立してゐた私の組合を統一して、市の公認する一の共濟組合

組合を統一して、市の公認する一の共濟組合に對して、市條例を制定し、年年の補給金を定めるものであつて、時節柄一寸面

白い案であるが、其の甲は事業の議案であつて、乙は費用の豫算の議案である。

議案の第二は、盲啞學校の分立に關するもので、其の甲にて分立を定め、其の乙にて経費の豫算を定めるものである。

府 縣 の 議 案

府縣の議案は、第三號(例を略す)の如くであつて、豫算案のみで、事業案はない。尤も府縣に於ても、經費を前提としてべき規則を定むる方つては、府縣會の議決を要するから、

前例第一の如き場合に於ては、府縣に在ても甲乙共に提出を要するは勿論の事であるが、

第二の如き場合は、乙のみを提出すればよい

のである。甲は府縣知事の職權に屬し、府縣會の議權に屬しないから提出を要しないのである。

但シ組合ノ豫算ニ不足ヲ生シタル年度ニ於テハ

組合員ノ退職給與金及養老給與金ノ支給總額ヲ

限度トシ交付金ヲ増加スルコトアルヘシ

第三條 市長ハ電氣鐵道部ノ職員ヲシテ組合ノ事務ニ從事セシムルコトヲ得

第四條 組合ノ重要ナル事項ヲ審議スル爲組合ニ評議員會ヲ置ク

凡そ我國程官と公との區別の著明な所はない。等しく公共事務を執掌するのであるに、待遇に甚しい懸隔があるのである。官吏でなければ重大なる權能を付與する事が出來ぬ決めてゐる所は實に珍妙である。大阪市に於けるのが、所謂特別市制運動である。然るに一番過激な大都市は、府縣外に獨立せしめ、

府縣知事の節度を受けざる自治團體と爲さむ

に對して市條例を制定し、年年の補給金を定めるものであつて、時節柄一寸面

白い案であるが、其の甲は事業の議案であつて、乙は費用の豫算の議案である。

議案の第二は、盲啞學校の分立に關するもので、其の甲にて分立を定め、其の乙にて経費の豫算を定めるものである。

府縣の議案は、第三號(例を略す)の如くであつて、豫算案のみで、事業案はない。尤も府縣に於ても、經費を前提としてべき規則を定むる方つては、府縣會の議決を要するから、

前例第一の如き場合に於ては、府縣に在ても甲乙共に提出を要するは勿論の事であるが、

第二の如き場合は、乙のみを提出すればよい

のである。甲は府縣知事の職權に屬し、府縣會の議權に屬しないから提出を要しないのである。

但シ組合ノ豫算ニ不足ヲ生シタル年度ニ於テハ

組合員ノ退職給與金及養老給與金ノ支給總額ヲ

限度トシ交付金ヲ増加スルコトアルヘシ

第三條 市長ハ電氣鐵道部ノ職員ヲシテ組合ノ事務ニ從事セシムルコトヲ得

第四條 組合ノ重要ナル事項ヲ審議スル爲組合ニ評議員會ヲ置ク

第五條 本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

費用の豫算に關する議案は都合に依り省略する

即ち知る、右市會の議案の第一は、電鐵部の勞働者に對し、從來區區に分立してゐた私の組合を統一して、市の公認する一の共濟組合

組合を統一して、市の公認する一の共濟組合に對して、市條例を制定し、年年の補給金を定めるものであつて、時節柄一寸面

白い案であるが、其の甲は事業の議案であつて、乙は費用の豫算の議案である。

議案の第二は、盲啞學校の分立に關するもので、其の甲にて分立を定め、其の乙にて経費の豫算を定めるものである。

府縣の議案は、第三號(例を略す)の如くであつて、豫算案のみで、事業案はない。尤も府縣に於ても、經費を前提としてべき規則を定むる方つては、府縣會の議決を要するから、

前例第一の如き場合に於ては、府縣に在ても甲乙共に提出を要するは勿論の事であるが、

第二の如き場合は、乙のみを提出すればよい

のである。甲は府縣知事の職權に屬し、府縣會の議權に屬しないから提出を要しないのである。

但シ組合ノ豫算ニ不足ヲ生シタル年度ニ於テハ

組合員ノ退職給與金及養老給與金ノ支給總額ヲ

限度トシ交付金ヲ増加スルコトアルヘシ

第三條 市長ハ電氣鐵道部ノ職員ヲシテ組合ノ事務ニ從事セシムルコトヲ得

第四條 組合ノ重要ナル事項ヲ審議スル爲組合ニ評議員會ヲ置ク

第五條 本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

費用の豫算に關する議案は都合に依り省略する

凡そ我國程官と公との區別の著明な所はない。等しく公共事務を執掌するのであるに、待遇に甚しい懸隔があるのである。官吏でなければ重大なる權能を付與する事が出來ぬ決めてゐる所は實に珍妙である。大阪市に於けるのが、所謂特別市制運動である。然るに一番過激な大都市は、府縣外に獨立せしめ、

府縣知事の節度を受けざる自治團體と爲さむ

に對して市條例を制定し、年年の補給金を定めるものであつて、時節柄一寸面

白い案であるが、其の甲は事業の議案であつて、乙は費用の豫算の議案である。

議案の第二は、盲啞學校の分立に關するもので、其の甲にて分立を定め、其の乙にて経費の豫算を定めるものである。

府縣の議案は、第三號(例を略す)の如くであつて、豫算案のみで、事業案はない。尤も府縣に於ても、經費を前提としてべき規則を定むる方つては、府縣會の議決を要するから、

前例第一の如き場合に於ては、府縣に在ても甲乙共に提出を要するは勿論の事であるが、

第二の如き場合は、乙のみを提出すればよい

のである。甲は府縣知事の職權に屬し、府縣會の議權に屬しないから提出を要しないのである。

但シ組合ノ豫算ニ不足ヲ生シタル年度ニ於テハ

組合員ノ退職給與金及養老給與金ノ支給總額ヲ

限度トシ交付金ヲ増加スルコトアルヘシ

第三條 市長ハ電氣鐵道部ノ職員ヲシテ組合ノ事務ニ從事セシムルコトヲ得

第四條 組合ノ重要ナル事項ヲ審議スル爲組合ニ評議員會ヲ置ク

第五條 本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

費用の豫算に關する議案は都合に依り省略する

即ち知る、右市會の議案の第一は、電鐵部の勞働者に對し、從來區區に分立してゐた私の組合を統一して、市の公認する一の共濟組合

組合を統一して、市の公認する一の共濟組合に對して、市條例を制定し、年年の補給金を定めるものであつて、時節柄一寸面

白い案であるが、其の甲は事業の議案であつて、乙は費用の豫算の議案である。

議案の第二は、盲啞學校の分立に關するもので、其の甲にて分立を定め、其の乙にて経費の豫算を定めるものである。

府縣の議案は、第三號(例を略す)の如くであつて、豫算案のみで、事業案はない。尤も府縣に於ても、經費を前提としてべき規則を定むる方つては、府縣會の議決を要するから、

前例第一の如き場合に於ては、府縣に在ても甲乙共に提出を要するは勿論の事であるが、

第二の如き場合は、乙のみを提出すればよい

のである。甲は府縣知事の職權に屬し、府縣會の議權に屬しないから提出を要しないのである。

但シ組合ノ豫算ニ不足ヲ生シタル年度ニ於テハ

組合員ノ退職給與金及養老給與金ノ支給總額ヲ

限度トシ交付金ヲ増加スルコトアルヘシ

第三條 市長ハ電氣鐵道部ノ職員ヲシテ組合ノ事務ニ從事セシムルコトヲ得

第四條 組合ノ重要ナル事項ヲ審議スル爲組合ニ評議員會ヲ置ク

第五條 本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

費用の豫算に關する議案は都合に依り省略する

凡そ我國程官と公との區別の著明な所はない。等しく公共事務を執掌するのであるに、待遇に甚しい懸隔があるのである。官吏でなければ重大なる權能を付與する事が出來ぬ決めてゐる所は實に珍妙である。大阪市に於けるのが、所謂特別市制運動である。然るに一番過激な大都市は、府縣外に獨立せしめ、

府縣知事の節度を受けざる自治團體と爲さむ

に對して市條例を制定し、年年の補給金を定めるものであつて、時節柄一寸面

白い案であるが、其の甲は事業の議案であつて、乙は費用の豫算の議案である。

議案の第二は、盲啞學校の分立に關するもので、其の甲にて分立を定め、其の乙にて経費の豫算を定めるものである。

府縣の議案は、第三號(例を略す)の如くであつて、豫算案のみで、事業案はない。尤も府縣に於ても、經費を前提としてべき規則を定むる方つては、府縣會の議決を要するから、

前例第一の如き場合に於ては、府縣に在ても甲乙共に提出を要するは勿論の事であるが、

第二の如き場合は、乙のみを提出すればよい

のである。甲は府縣知事の職權に屬し、府縣會の議權に屬しないから提出を要しないのである。

但シ組合ノ豫算ニ不足ヲ生シタル年度ニ於テハ

組合員ノ退職給與金及養老給與金ノ支給總額ヲ

限度トシ交付金ヲ増加スルコトアルヘシ

第三條 市長ハ電氣鐵道部ノ職員ヲシテ組合ノ事務ニ從事セシムルコトヲ得

第四條 組合ノ重要ナル事項ヲ審議スル爲組合ニ評議員會ヲ置ク

第五條 本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

費用の豫算に關する議案は都合に依り省略する

即ち知る、右市會の議案の第一は、電鐵部の勞働者に對し、從來區區に分立してゐた私の組合を統一して、市の公認する一の共濟組合

組合を統一して、市の公認する一の共濟組合に對して、市條例を制定し、年年の補給金を定めるものであつて、時節柄一寸面

白い案であるが、其の甲は事業の議案であつて、乙は費用の豫算の議案である。

議案の第二は、盲啞學校の分立に關するもので、其の甲にて分立を定め、其の乙にて経費の豫算を定めるものである。

府縣の議案は、第三號(例を略す)の如くであつて、豫算案のみで、事業案はない。尤も府縣に於ても、經費を前提としてべき規則を定むる方つては、府縣會の議決を要するから、

前例第一の如き場合に於ては、府縣に在ても甲乙共に提出を要するは勿論の事であるが、

第二の如き場合は、乙のみを提出すればよい

のである。甲は府縣知事の職權に屬し、府縣會の議權に屬しないから提出を要しないのである。

但シ組合ノ豫算ニ不足ヲ生シタル年度ニ於テハ

組合員ノ退職給與金及養老給與金ノ支給總額ヲ

限度トシ交付金ヲ増加スルコトアルヘシ

第三條 市長ハ電氣鐵道部ノ職員ヲシテ組合ノ事務ニ從事セシムルコトヲ得

第四條 組合ノ重要ナル事項ヲ審議スル爲組合ニ評議員會ヲ置ク

第五條 本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

費用の豫算に關する議案は都合に依り省略する

凡そ我國程官と公との區別の著明な所はない。等しく公共事務を執掌するのであるに、待遇に甚しい懸隔があるのである。官吏でなければ重大なる權能を付與する事が出來ぬ決めてゐる所は實に珍妙である。大阪市に於けるのが、所謂特別市制運動である。然るに一番過激な大都市は、府縣外に獨立せしめ、

府縣知事の節度を受けざる自治團體と爲さむ

に對して市條例を制定し、年年の補給金を定めるものであつて、時節柄一寸面

白い案であるが、其の甲は事業の議案であつて、乙は費用の豫算の議案である。

議案の第二は、盲啞學校の分立に關するもので、其の甲にて分立を定め、其の乙にて経費の豫算を定めるものである。

府縣の議案は、第三號(例を略す)の如くであつて、豫算案のみで、事業案はない。尤も府縣に於ても、經費を前提としてべき規則を定むる方つては、府縣會の議決を要するから、

前例第一の如き場合に於ては、府縣に在ても甲乙共に提出を要するは勿論の事であるが、

第二の如き場合は、乙のみを提出すればよい

のである。甲は府縣知事の職權に屬し、府縣會の議權に屬しないから提出を要しないのである。

但シ組合ノ豫算ニ不足ヲ生シタル年度ニ於テハ

組合員ノ退職給與金及養老給與金ノ支給總額ヲ

限度トシ交付金ヲ増加スルコトアルヘシ

第三條 市長ハ電氣鐵道部ノ職員ヲシテ組合ノ事務ニ從事セシムルコトヲ得

第四條 組合ノ重要ナル事項ヲ審議スル爲組合ニ評議員會ヲ置ク

第五條 本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

費用の豫算に關する議案は都合に依り省略する

即ち知る、右市會の議案の第一は、電鐵部の勞働者に對し、從來區區に分立してゐた私の組合を統一して、市の公認する一の共濟組合

組合を統一して、市の公認する一の共濟組合に對して、市條例を制定し、年年の補給金を定めるものであつて、時節柄一寸面

白い案であるが、其の甲は事業の議案であつて、乙は費用の豫算の議案である。

議案の第二は、盲啞學校の分立に關するもので、其の甲にて分立を定め、其の乙にて経費の豫算を定めるものである。

府縣の議案は、第三號(例を略す)の如くであつて、豫算案のみで、事業案はない。尤も府縣に於ても、經費を前提としてるべき規則を定むる方つては、府縣會の議決を要するから、

前例第一の如き場合に於ては、府縣に在ても甲乙共に提出を要するは勿論の事であるが、

第二の如き場合は、乙のみを提出すればよい

のである。甲は府縣知事の職權に屬し、府縣會の議權に屬しないから提出を要しないのである。

但シ組合ノ豫算ニ不足ヲ生シタル年度ニ於テハ

組合員ノ退職給與金及養老給與金ノ支給總額ヲ

限度トシ

嵇な事には、自己の提案が變更されて、本意にあらざる案となつても、自己の發案の如く市會で説明せねばならぬ事もあつた。執行機關は單獨でなければ敏活でなく、又責任觀念の上から見ても、合議體は宜しくない。云ふので、新市制の如く市長を以て執行機關としたのであるが、近時の新傾向から云へば、舊制の方が理論に合してゐる。云ふ人がある。

即ち權力を一人に集めるのが良くないし、多數市民の利害を適當に評決するには、矢張市選良を干與せしむるを要するのみならず、一面自治の訓練、自治の諒解の爲めから云ふも、十人内外の議員が行政に參與するのが適當であるとの説がある。

manager plan——米國オハイオ州デートン市で實施されてゐる、支配人制度とも云ふべきか、委員制とも云つても良い制度——に於ては、市民の一般投票に依つて市政委員五人を選舉し、其の委員は一人の市政支配人を任命し、支配人は公安局、財務局、法律局、公益局、公務局の各局長を自ら任命する權能を有するので、株式會社の形を以て、市政に臨んだものの中中面白いものである。公安局は勿論警察權を行使する。舊市制の執行機關の組織がよいと云ふのも、斯う云ふ例も參照しての事と思はれる。

英國に於ても米國に於ても、議員中から委員を選舉して、行政事務に當らせる例は多かつて、良好な結果を收めてゐる。云ひてゐる。我國に於ても、今少し自治の訓練が行き届き、市民の代表者が行政事務を分擔するの域に進み度いものと思ふ。

第三 政黨と自治體

黨爭の弊が地方自治體に及んではならぬ事は國政に參與する機關には政黨が公認されて居るのであるから、同じ人が地方政治に參與するに當つて、其の政黨趣味を全然蟬脱せよと求めても到底駄目である。唯自制に依つて成る丈け政黨本位を捨て、善政主義を守らせよより仕方がない。輓近政友會が天下を取つてから、田舎では其の政黨に入らなければ、地方の開發に必要な道路も、河川も出來ない。云ふ事を時聞くが、斯る事は中央政治に於ても宣しくないのは勿論で、況んや隣保團結の舊慣を尊重して出來た市町村などで、政黨萬能を振廻すのは實に恐るべき事である。私は政黨に籍を置てるが、府政、市政の上には全然黨派心を去つて萬事を行つてゐる積りである。

大阪府會の議員六十二名の中、政友會と目すべきもの約三十名、憲政會と目すべきもの十七名、其の他は無所屬である。而して、府會選舉の分野は此の政黨的には岐れないで、別様の派の立て方になつてゐる。即ち穩健派、急進派の名くるを適當とする分類を形成してゐる。市會に於ても、兩黨の何れかに籍を置いてゐる人が相當あるが、是も市長擁護派(新澤會)、反對派(刷新派)、中立派(新正會)等に岐れて、必ずしも政黨的に對立してはゐない。右は流石に大都市であり、商工都市である大阪市だけあつて、法華、門徒の如き事をせぬ所は見上げたものである。其の代り、今日政友會に於する人でも、明日憲政會の天下となれば、早速轉籍して憲政會に入る人も無いとは限らない。要するに算盤第一と心掛ける所に、實

業家の面目の躍如たるものあると思はねばならない。

第四 府の歲入及び歲出

凡そ府市の經費は、皆公共の用途に充てるものであるから、財產の收入、公營事業の収益の豊富貧弱、事業の多少難易等によりて支辨し得ざる部分は、府市民に於て分担せねばならぬ。

府市民負擔の割合は、府市有財産の有無、擔稅物件の豊富貧弱、事業の多少難易等によりて、各府縣各都市同一ではない。府縣の收入は左の數種である。

甲 財產收入

河岸地其の他不用府有地の賣却代又は地所の使用料等

乙 雜收入

受驗料の如きもの

丙 租 稅

一 地租割 國稅地租に付加するもの

二 營業稅 國稅を課せざる營業者に原始的に行府の賦課するもの

三 營業稅付加稅 國稅營業稅に付加するもの

四 所得稅付加稅 國稅所得稅に付加するもの

五 家屋稅及び戸數割 原始的に府の賦課するもの

六 雜種稅 前數項以外演劇其の他興行、湯屋、茶屋、自動車、荷車等雜多の種目に對して、府が原始的に賦課するもの

丁 貸座敷娼妓賦金 此は租稅と其の淵源を異にし、明治二十一年閣令第十二號により府知事に於

て適宜に賦課し、雜收入に編入せるものである。

此の外大なる收入として國庫下渡金がある。下渡金は府縣の事業中直接國の盛衰に關係し、而かも府縣の財力では、其の負擔に堪へ難い場合に、臨時に國庫から其の二分の一若干は其以下の割合を以て下付せられる臨時的一もの、例へば、國道改修費補助(奈良街道、阪神國道の如き)の如きものと、警察は公安を保持するものであるから、其の性質が國の分擔に屬するを當然とする。云ふ理由に依つて、警察費は恒久的に其の一部を毎年國庫から補助されてゐる(此の割合も東京と大阪と異り、又大阪よりは地方の府縣は其の率が低い)。大阪府は現に三分の一の補助を受けてゐる。今大阪府の大正十二年度の歲計豫算に基いて歲計總額、費用の内訳及び費用の各歩合、收入の内訳及び其の各歩合を示せば左の表の如くである。

表中聯帶、市部、郡部の別があるのは、全國中東京府、京都府、大阪府、神奈川縣、兵庫縣、愛知縣、廣島縣に限り、府縣全部に共通の事業を市郡の聯帶とし、例へば師範學校費の如く市郡各部に專屬する事業は、各部に於て負擔する。例へば農學校は郡部、商品陳列所は市部の負擔と定めるが如く府縣を區分して、其の負擔を分つ制度を認めた。之を三部制と稱し、會議も府會、市部會、郡部會の三つがあり、聯帶費を議するに方つては、府會議員全員が一堂に集會し、市郡各部會に於ては、其の所屬の議員のみが集つて決議をするのである。

本誌維持費受領報告

(到着順)

校友諸氏

(以下次號)

▽本誌維持費トシテ續續多額ノ御出捐ニ預リ
幾重ニモ御禮申上ダマス。御拂込ヲ受ケタ都
度一一受領書ヲ差上ゲルコトニ致シテ居ルノ
デスガ、ソシテ洩ナク誌上デ御報告スルコト
ニモシテ居ルノデスガ、若シ受領書未着又ハ
掲載洩ノ方ガアリマシタラ、御手數デスガ念
ノ爲メ御一報ヲ願ヒマス。

▽未ダ御出捐願ハナイ方ニ、催促ガマシクテ
恐縮デスガ、毎毎申上ゲテ居ル様ナ事情御推
量ノ上何分ノ御助力ヲ特ニ御願ヒ申上ゲマ
ス。若シ集金郵便ノ方が御都合宜シイ様デシ
タラ、其ノ旨(金額ノ御指定ト共ニ)御一報願
ヒマス。但シ集金郵便ノ金額貳圓以下ノ場合
ニハ郵便局デ取扱ヒマセンカラ御含ミ置キヲ
願ヒマス。

▽本年度卒業ノ方方ヘモ、爾後引キ續キ御送
リスルコトニ致シマスカラ、之又何分ノ御援
助ニ預リ度イト思ヒマス。尙ホ本年卒業ノ方
デ、第一號乃至第七號御入用ノ方ハ、マダ多少
残部ガアリマスカラ、御申越次第御送付申上
ゲマス。但シ一部ニ付キ實費金拾五錢(郵便
爲替又ハ小額郵便切手ニテ)御拂込ミ下サイ。

雑

錄

社會事業視察

本學中村教授、櫻井講師並に學生の有志は社會事業研究の目的を以て四月十六、十七の兩日大阪市社會部の經營する今宮共同宿泊所、兒童相談所、本庄公設市場、市立寄宿舍、產院、乳兒院等を視察した。尙ほ屢々此の種の視察を爲し、一層廣く社會事業の研究を進めんとしてゐる。

我一行のため特に課員を派出し種種便宜を與へられた大阪市社會部の厚意に對し感謝の意を表す。(櫻井)

山錦後援會の設立

曾て本學在學中相撲部選手として活躍した本名山田事、山錦善治郎氏が今春新に入幕した事は既報の通りであるが、今回之を機会に之て、東京在住の本學校友、岡本四郎九、水上孝正、藤本保一、富家逸郎太等の諸氏が發起者となつて、山錦後援會を組織し、普く校友諸氏の贊同を希望してゐることである。因に同會會則は左の通りである。

第一條 本會ハ山錦後援會ト稱ス
第二條 本會會員ハ關西大學校友及同志ヲ以テ組織ス
第三條 本會ハ山錦ニ對シ後援ヲ與へ何等後顧ノ憂ナカラシメ以テ目的ノ貫徹ニ一意努力セシメ同人ヲ鞭撻督勵スルヲ以テ目的トス

第四條 本會ハ山錦ノ弟子養成ニ就テ援助ヲ

爲シ山錦又ハ弟子ニ對シ若シ疾病、負傷其

他災厄ニ罹リタル時ハ其程度ニ依リ相當ノ

援護ヲ爲ス

第五條 本會ノ趣旨ニ贊助セル者ヲ會員トス

第六條 會員ハ年額金參拾圓ヲ會費トシテ拂込ムベキモノトス、拂込方法ハ一時拂、二期拂(毎年四月、十一月ノ二回)トス

第七條 集金方法ハ直接集金セシムルカ又ハ集金郵便ヲ以テス、旣納會費ハ如何ナル事由アルモ返戻セザルモノトス

第八條 會員ハ出羽海部屋ノ稽古相撲ヲ隨時觀覽スルコトヲ得且ツ幹事ノ通知シタル日ニ於テ一月及五月ノ本場所相撲ヲ無料觀覽スルコトヲ得

第九條 會員ニシテ退會セントスル者ハ本會入金トス

第十條 本會ハ會費及有志ノ寄附金ヲ以テ收

第十一條 本會ハ本場所總見費及び本人ノ獎勵費、弟子養成費、事務費ヲ以テ支出金トス

第十二條 収入金ヨリ支出金ヲ控除シタル残金ヲ凡て積立金トス

第十三條 會費及積立金ハ信用アル銀行ニ預

金ス、但シ預金ノ引出ハ本會幹事ノ證印ヲ

要ス

第十四條 積立金ハ山錦引退ニ際シ養老金ト

シテ交付ス

第十五條 會務ヲ處理スル爲メニ幹事五名ヲ

置ク

第十六條 幹事ハ會員ノ互選トス、幹事ハ何

コトヲ得

第十七條 本會ニハ出納ヲ明ニスル爲メ會計簿及會員名簿各一冊ヲ備フ

第十八條 幹事ノ任期ヲ滿一ヶ年間トシ每年五月ノ總會ニ於テ之ヲ選舉ス、但再選ヲ妨

ゲズ

第十九條 幹事ハ本會ノ收支、本場所觀覽並通信其他山錦ニ關スル事務ヲ管掌ス

第二十條 幹事一名ヲ專任幹事トス、專任幹事ハ專ラ金錢ノ出納事務ヲ掌ルモノトス

第二十一條 專任幹事ハ幹事ヨリ互選ス

第二十二條 專任幹事ハ金錢ノ出納ニ關シ一切ノ責ヲ負フ

第二十三條 每年五月本場所打揚ゲ後ニ總會ヲ開キ會務ヲ報告シ總會終了後懇親會ヲ開ク、當日ノ會費及場所ハ其都度幹事協議ノ上決定通知ス

第二十四條 本會事務所ヲ當分左記ニ置ク

『東京市本鄉區湯島二丁目一六近藤方』

編輯餘錄

編輯餘錄

▼每號發行が後れ勝ちなので、切めて四月の新學年を機會として期日に後れないやうにしたいものだ、緊縛漸く編輯に取り掛つた時、俄然急病に侵され牌肉を嘔びながら、やみも一箇月餘りも病床に過ごすことを餘儀なくされました。

▼それでもまだ壽命が盡きなかつたのか、辛ふじて命を取り止め、所謂死線をやをまんまと越へ得たばかりでなく、今では元の健康體に歸つて、どうにか斯うにか本誌の編輯を續け得るやうになつたのは不幸中の幸でした。特に御心配下さつた方方に誌上で御安心を願つて置きました。

▼斯う云ふ都合で編輯に一頃挫を來しました。唯服部教授其の他の御盡力で、四月號は後ながらも出して頂けた譯です。此の點同教授並に特に本誌編輯の爲めにお骨折願つた方方に深く謝意を表

します。

▼順後れになつて來て、本號の發行も到底豫定の期日には出來ないまでも切めて月中に出したいもの、一生懸命に働いた結果、どうやら月末までに出せそうだと云ふ事が判つたのでほつと安心致しました。

▼勿論それで満足だとも、責を免れ得たとも考へてゐる譯ではありません。尙ほ一層努力して早く毎月十五日に發行出来るやうに心掛けはしますが、唯本號が後れたこそ、尙ほ次號も或は多少後れるかも知れない云ふやうなことが、右のやうな事情に餘儀なくされた結果であることを御詫解願ひたいと思ふのです。

▼来る六月五日は、ついで、近世經濟學の創始者アダム・スミスの二百周年に相當するので、特に本號には斯學的新進研究家伊東氏に請ふてアダム・スミスに關する寄稿を願ひましたが、學術上の先輩を偲ぶ意味に於て意義深い事であると思ひます。

大正十二年五月十三日印刷

大正十二年五月十五日發行

大阪市北區上福島北二丁目

編輯兼發行人辰巳經世

大阪市西區土佐堀通四丁目五番地

印 刷 者 飯田彌之助

大阪市西區土佐堀通四丁目五番地

印 刷 所 三 有 限 公 司

大阪市北區上福島北二丁目

製 複 不 許 發 行 所 關 西 大 學 學 報 局

舊 學 舍 關 西 大 學

新 學 舍 關 西 大 學

大阪市北區福島

電 話 吹田一 二 三

(一〇四九五五七〇)



現代科學ノ教フル總テノ勞力
節減機能ヲ網羅シテ所謂獨
乙工業ノ粹ヲ發揮セルタイ
ブライターハ Continental
ナリ
代表的構造堅牢ニシテ使用簡
易ナル事ハ云フニ及バズ、

代價又低廉ナレバタイプラ
イタートシテ最モ理想的ノ
モノナリ

圖書館カード
作製ニ便利ナル
L. C. Smith &

Bros. TYPEWRITER

機械其物ガ厚キ小形ナルカ
ド書キニ適スル様構造セラ
レタルモノニシテ今ヤ我國
ノ圖書館ハ本器ノミヲ用ヒ
テカード作製ヲナシツ、ア
リ

法學士 加茂正一著
タイプライター
の知識と練習
全一冊 金2.50錢 送料.18錢
何レモ御一報次第説明書送呈ス

圖書館用品・オフィ
ス用機械器具・印刷
合資會社
間宮商店
大阪市北區木幡町二一(電車通)
振替大阪59869番

千里山學報 第九號

文房具、制帽
雜貨、食料品

關西大學給品部

學內學生控所内

關西大學
關西甲種商業
指定

明文堂 野島書店

大阪市北區上福島北三丁目
電話 土佐堀 一二八六番
振替 大阪 三九九九一番

本學校友 野島藤次郎

關西大學 指定洋服商
關西甲種商業 指定洋服商

大阪市上本町六丁目

長谷屋號

電話南四五一二番
振替大阪五五三八番

●今宮支店 ●釣鐘町支店

關西大學
甲種商業 指定

西區京町堀上

難波洋服店

電話土佐堀二六三五番

同志社大學講師

會計士 釜山豐吉先生著（最新刊）

最新實踐銀行簿記

△菊判總クロース上製
紙數貳百八拾餘頁

定價金貳圓四拾錢

內地送料金拾貳錢

本書は多年住友銀行にありて實務の

經驗を積み次で海外に留學し親しく

英米其他の銀行實務を精査して歸朝
せられ現に斯界の權威者たる著者が

輓近銀行業範圍の膨脹に連れ大銀行

組織に移る傾向顯著なるを見之に適

應すべき事務の改善に資すべく其蘊

蓄を傾けて最新の實務を極めて平易

に叙述せられたる最新にして比類な

き銀行簿記なり敢て一讀を奨む

○ 模範手形法講話

辯護士 平尾鹿平先生著

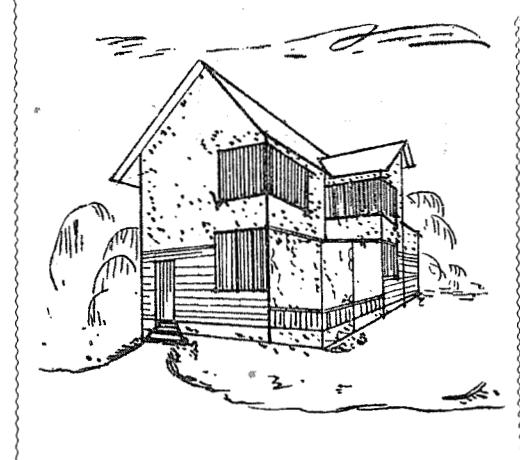
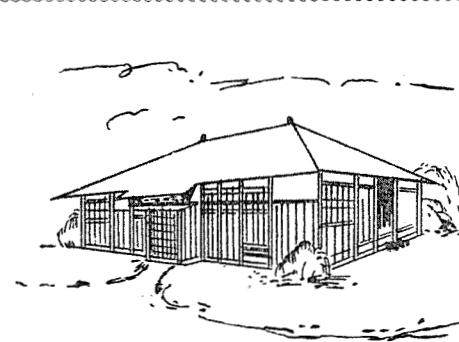
内定價金貳圓八拾錢
内地送料金拾貳錢

賣專類書濟經律法

目丁三上崎根會區北市阪大
店書堂松巖

二七九一三阪大替振
三五六一北電

ちよつと西洋に
でも行つたやう
な感じのする田
園都市です。一度
御覽下さい。



文化的施設を備設の簡易住宅戸成戸百宅住易完成

大阪市北区之中島四丁目・外市千里山里

大坂住宅經營株式會社

電話土佐堀九一七九一・九七二一・吹田一〇一五

諸友のホケツトニ
ありて最も便利と
最も愉快とも分福す



力一タ



キンギンキ
萬年石蠶
萬年黑板
力一ター萬年筆株式會社

大阪市南区高津十一番一二六